

第 11 回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

西澤委員提出資料

子ども虐待対応のための新たな体系の構築

山梨県立大学 西澤哲

1. 問題の所在（そもそも論で、恐縮しつつ）
 - (1) 子ども家庭福祉の体系の破綻
 - ・ 児童福祉法の「保護者と手を携えて」という文脈と現実との乖離
 - ・ 「極めて稀」であった虐待事例が子ども家庭福祉の中心的な課題に
 - ・ 児童福祉法・児童虐待防止法の相次ぐ改正
法制度的な矛盾の露呈とパッチワーク的修正
「権限強化＝支援の薄弱化」という誤った軌道
 - (2) 2000年以降の方向性からの撤退と新たな体系の再構築への転換→「子どもの権利擁護」と「家族機能の回復に向けた支援」とを両立させる体系の創設：それぞれに専従する機関の必要性

2. 子どものアセスメントと支援プランの策定の必要性
 - (1) 場当たりのケースワークという現実
 - (2) 置き去りにされた一時保護所
 - ・ 1945年開設当時の「浮浪児保護所」の文脈性：身辺自立と集団生活への馴化
 - ・ 以降、一度も顧みられてこなかった一時保護機能
 - (3) 子どもの心理的・福祉的ニーズのアセスメント機関（子どもアセスメントセンター）の設置
 - ・ 専門職によるアセスメントと危機介入的支援の提供
 - ・ 子どもの状態に基づいた心理的・ソーシャルワーク的支援プランの策定
里親による一時保護の促進
 - ・ 個別対応を原則とした子どもシェルターの併設
複雑な精神科症状や行動化の問題を呈する子どもへの対応
いわゆる「措置不調」の子どもへの対応

3. その他
 - (1) アクションリサーチによる「ソフトウェア」の開発
 - ・ 体系の再構築にともなう諸機能の試行
 - ・ 国(司法関係を含む)・都道府県・市町村・民間団体の協働による「モデル事業」の実施
 - (2) 社会的養護(児童養護施設、母子生活支援施設、里親、自立援助ホーム)の改革との連動